



①(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る  
基本構想及び(仮称)相模川一之宮公園整備に係る基本計画(案)  
②寒川町都市公園条例の一部改正(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和7年4月22日(火) ~ 5月21日(水)まで

### みなさまのご意見をお待ちしています

少子高齢化や人口減少などの課題に直面している中、持続可能なまちづくりを進めるためには、地方創生に向けた取り組みが必要となり、全国的にも定住人口だけでなく「関係人口の獲得」が重要視されています。

町ではこのような背景を受けて、関係人口の獲得に相関の高い「スポーツ関連施設」の中でも、町特有の強みである「ストリートスポーツ」を活用することにより、他では模倣できない寒川町独自の魅力を創出して関係人口の獲得を目指します。また、(仮称)寒川町ストリートスポーツパークの整備と併せて(仮称)相模川一之宮公園を整備することにより、多くの方が集い、楽しみ、憩える空間の創出を目指します。

皆さまのご意見をいただきながら、持続可能なまちづくりの一環である、関係人口の獲得に向けた取り組みの検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

### 計画地

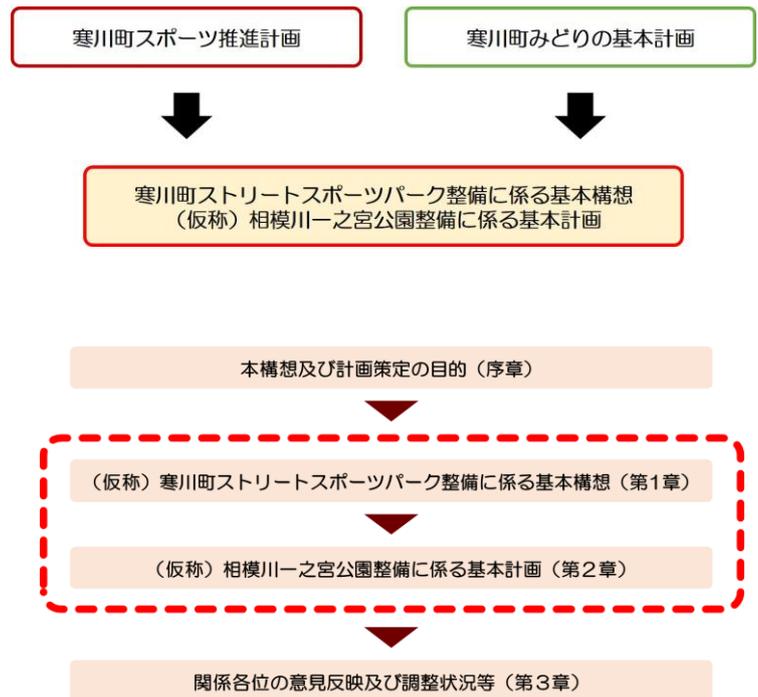
寒川町一之宮五丁目地内(相模川及び目久尻川沿い)

### 計画スケジュール

令和9年度中の供用開始

### 本計画の位置付け

本計画は、「寒川町スポーツ推進計画」及び「寒川町みどりの基本計画」に基づき、「寒川町総合計画2040」や「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「寒川町都市マスタープラン」等と連携を図りながら策定します。



### 計画の構成

寒川町の関係人口の獲得に向けた取り組みを整理します。この内容を踏まえ、より良い空間の整備に向けた基本的な理念等を「基本構想」及び「基本計画」として定めます。

★本資料は概要版です。各施設に配架の、もしくはweb(最終ページ参照)より全体資料をご覧ください。

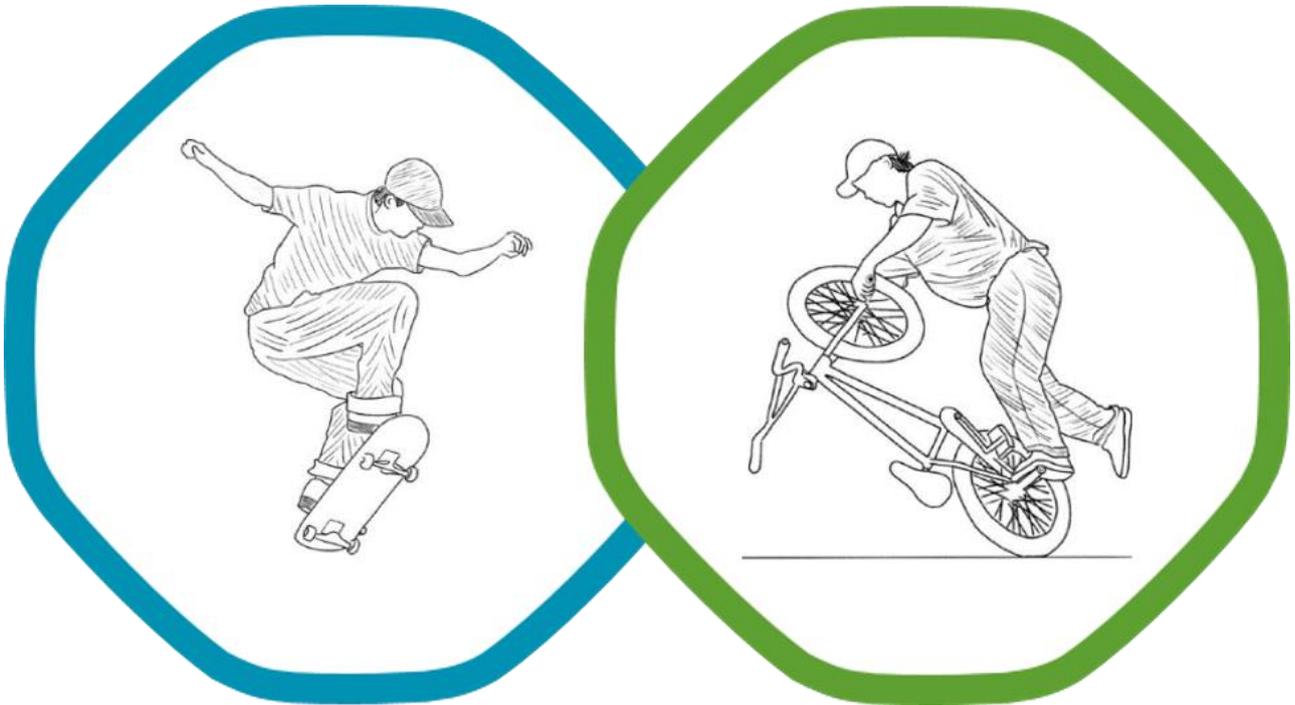


# ( 案 )

〈概要版〉

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想

(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画



寒川町

## 検討の背景

寒川町では、少子高齢化や人口減少などの課題に直面している中、持続可能なまちづくりを進めるために、地方創生に向けた取り組みの中でも「関係人口の獲得」に向けた取り組みを目指します。

国土交通省が令和4年6月に公表している「関係人口データを用いた様々な評価指標との相関分析」のデータなどを参考とし、関係人口の獲得に相関の高い「スポーツ関連施設」の中でも、町特有の強みであるストリートスポーツを活用し、他では模倣できない寒川町独自の魅力を創出します。また、(仮称)寒川町ストリートスポーツパークの整備と併せて(仮称)相模川一之宮公園を整備することにより、より多くの方が集い、楽しみ、憩える空間の創出を目指します。

### 【検討内容】

- ・令和9年度中に(仮称)寒川町ストリートスポーツパークを建設する
- ・(仮称)寒川町ストリートスポーツパークの整備に併せて  
(仮称)相模川一之宮公園を整備する

### 【実現するための手法】

- ・本基本構想及び基本計画について、町民の皆さまを含む関係各位にご理解いただく
- ・「公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準」の緩和を目的に、  
寒川町都市公園条例を一部改正する
- ・関係各位と各法令に基づく規制等について協議、調整を行う

## 計画地の選定

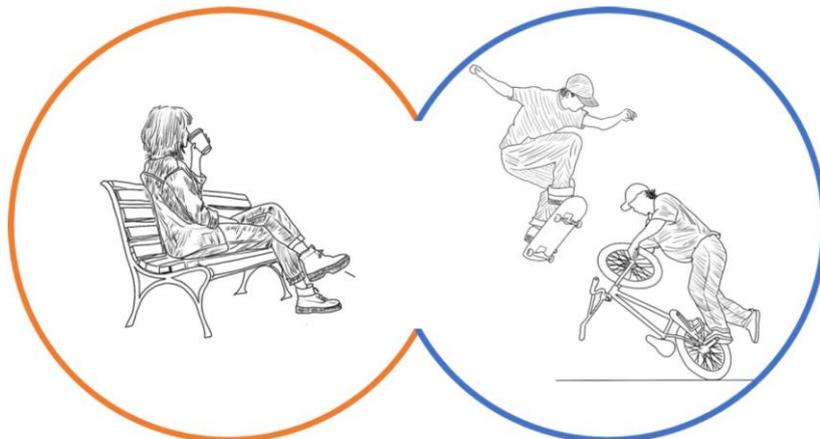
町民の皆さまやストリートスポーツ関連の選手を始め、多くの方が集い、楽しみ、憩える空間の創出を目指すためには、周辺環境に配慮した上で、音響を使用する大会が開催できる環境形成が重要であると考えています。また、若者や選手のニーズを満たすためのスペースを確保することなどを重要視しており、町内の未利用地の中でも寒川町一之宮五丁目地内に位置する本計画地が最適地であると考えます。



図①-1 計画地の選定（位置図）

## 全体像（公園全体の方向性）

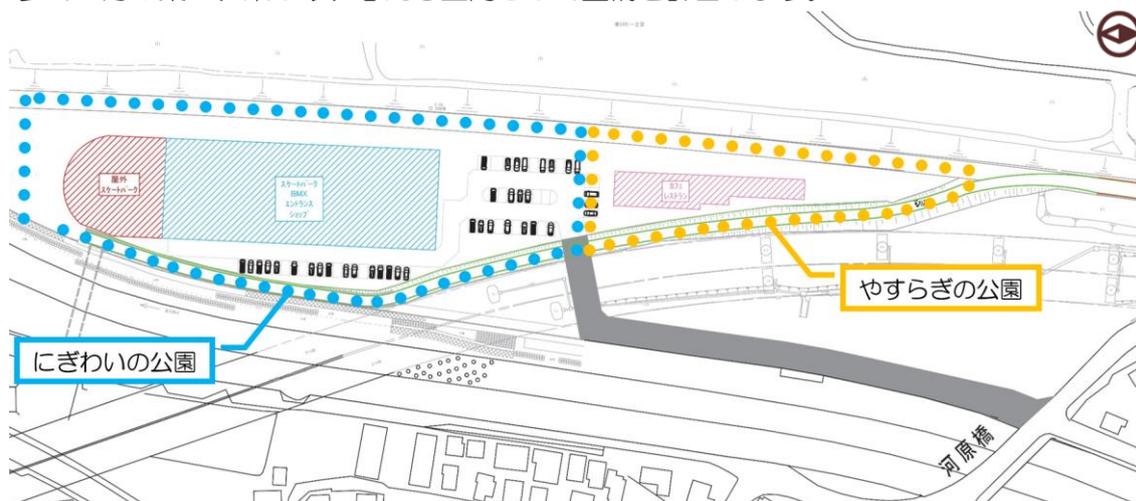
（仮称）相模川一之宮公園は、ストリートスポーツを活用した地方創生と隣接するさがみグリーンラインの休息地等としての役割とを両立させた公園を目指します。



図①-2 （仮称）相模川一之宮公園の全体像イメージ図

## コンセプト（にぎわいの公園とやすらぎの公園）

（仮称）相模川一之宮公園は、「にぎわいの公園」及び「やすらぎの公園」という2つの軸を設定し、多くの方が集い、楽しみ、憩える空間として整備を計画します。



図①-3 公園整備のコンセプト（イメージ図）

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

なお、町が考える「にぎわいの公園」及び「やすらぎの公園」とは次のような公園を想定しています。

### 〇にぎわいの公園

町が考える公園のにぎわいとは、幅広い世代の方々が集い、活気があふれる空間を指します。例えば、広場などに親子連れで遊びに来たり、スポーツなどのイベントにより多くの方が集まったりすることなどを想定しています。

本事業ではにぎわいの公園の実現に向けて、ストリートスポーツパークを中心とした配置を計画します。

### 〇やすらぎの公園

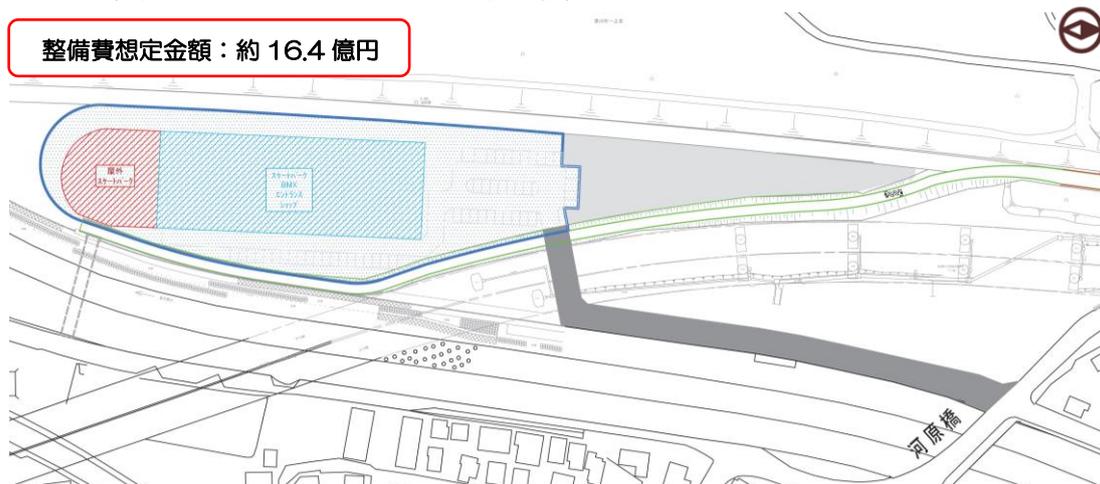
町が考える公園のやすらぎとは、自然の景観を楽しむことや、園内の休憩スペースなどで憩うことを指します。例えば、隣接するさがみグリーンラインを散歩しながら豊かな景観を楽しむことや、カフェやベンチ、陽だまりでくつろいだりすることを想定しています。

本事業ではやすらぎの公園の実現に向けて、カフェやレストランなどを中心とした配置を計画します。

## にぎわいの公園機能（ストリートスポーツパークなど）

にぎわいの公園機能のイメージ図は次のとおりです。

整備費想定金額：約 16.4 億円



図①-4 にぎわいの公園機能イメージ図

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります  
※やすらぎの公園関連施設は民間事業者による整備を想定しています

にぎわいの公園機能の整備に向けた検討として、具体的には次のような機能の配置を検討します。

1. スケートボード ストリート 競技スペース（屋外）
2. スケートボード ストリート 競技スペース（屋内）
3. BMXフラットランド 競技スペース（屋内）
4. 管理者エリア
5. 売店（主にストリートスポーツ関連用品、自転車関連用品）

また、関係人口の獲得を目標に、他では模倣できない寒川町独自の魅力を創出するため、次の環境を兼ね備えた施設の整備を検討します。

1. 初心者から世界トップレベルの上級者が練習できる環境形成
2. 世界レベルの大会が開催可能な環境形成
3. ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の指定を見据えた環境形成



関係人口の獲得

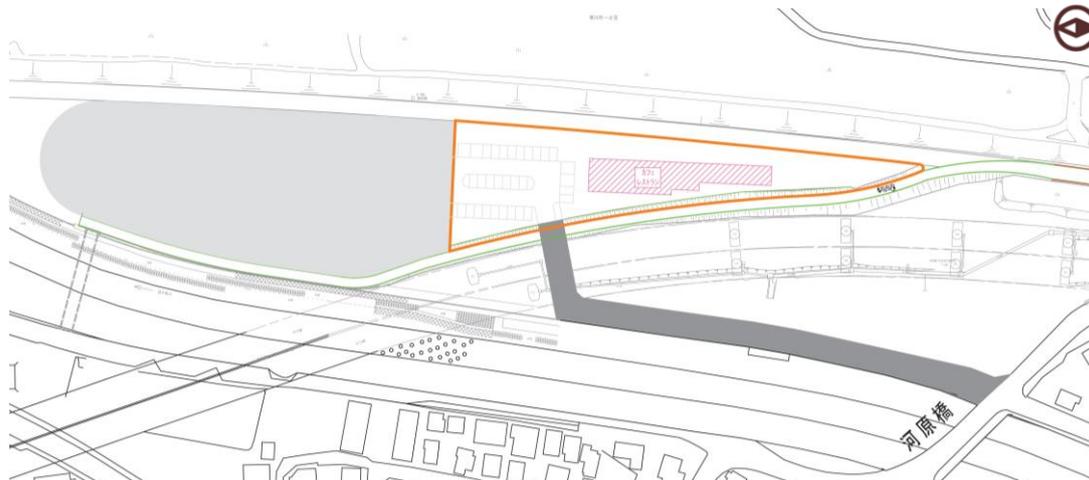
（※）関係人口：

特定の地域やコミュニティに対して、多様に関わる人々を示す用語です。

関係人口が地域と多様な関わりを持つことで、地域経済や地域交流が活性化します。その結果、地域の特産品や文化が広がり、新たなビジネスや雇用機会が生まれるなど、持続可能な発展が期待できることから、関係人口獲得は持続可能なまちづくりに重要であると言われています。

## やすらぎの公園機能（カフェ、レストラン等）

やすらぎの公園機能のイメージ図は次のとおりです。



図①-5 やすらぎの公園機能イメージ図

※現時点での想定のため、今後の設計等により変更する場合があります

やすらぎの公園機能の整備に向けた検討として、具体的には次のような機能の配置を検討します。

1. 休憩スペース（屋内） カフェなど
2. 休憩スペース（屋外） ベンチなど
3. 交流スペース（屋内） レストランなど
4. 緑地帯

## その他の機能（災害時の役割）

整備効果を最大限に発揮するため、次のような機能を兼ね備えた公園となるよう整備を検討します。

### ○地震時に向けた検討

一部敷地を応急仮設住宅建設候補地などとして活用を検討

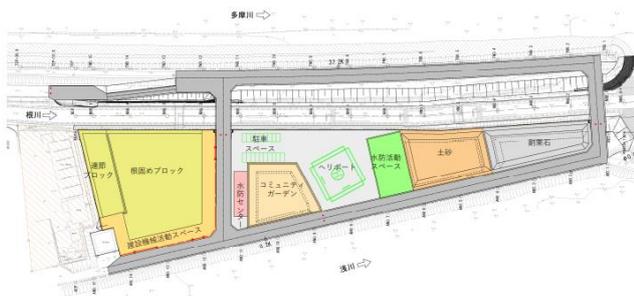
### ○洪水時に向けた検討

「相模川水系 相模川・中津川河川整備計画（国土交通省 関東地方整備局、神奈川県）」に位置付けられている、水防拠点に関連する一部機能の配置を検討

(※) 水防拠点：

洪水時の水防活動や緊急復旧活動、資機材の備蓄や車両交換などを円滑に行うためのスペースなどのことであり、平常時には地域の人々のレクリエーションの場や休息地として活用が見込まれます。

■整備計画



■整備イメージ

《平常時》



《災害時》

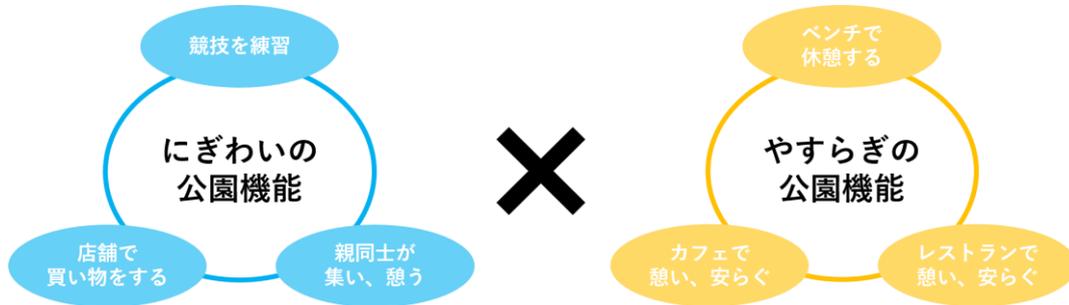


図①-6 水防活動スペースイメージ図（石田地区防災ステーション事例）

## 過ごし方の想定について

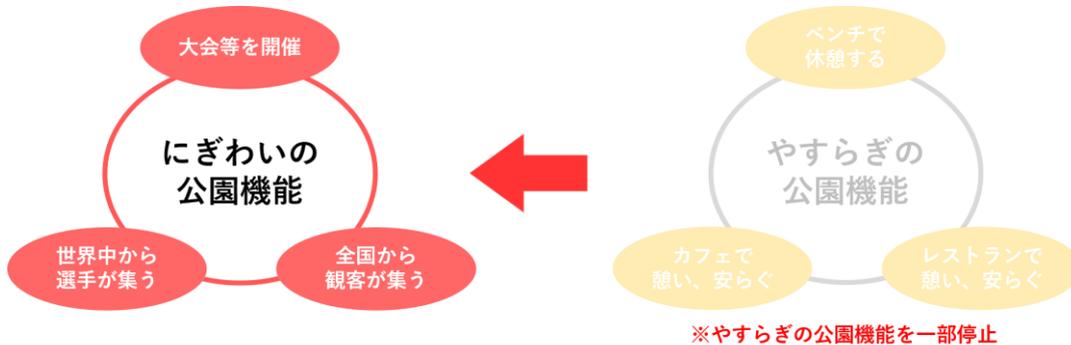
本公園における過ごし方についてはにぎわいの公園機能とやすらぎの公園機能の検討内容を踏まえ、通常利用時と世界大会などのイベント時を分けて、次のような想定をします。

### ○通常利用時の過ごし方



図①-7 過ごし方のイメージ図（通常利用時）

### ○イベント時（世界大会を想定）の過ごし方



図①-8 過ごし方のイメージ図（イベント時）

## 事業手法の検討について

本公園の整備に向けて考えられる事業手法は次のとおりです。

1. 指定管理者制度
2. 設置管理許可制度
3. PFI事業
4. コンセッション事業
5. DB (Design-Build)、DBO (Design-Build-Operate)
6. P-PFI (Park-Private Finance Initiative)
7. 都市公園リノベーション協定制度 など

本公園整備の目的である「地方創生」及び「住民の満足度向上に向けた取り組み」などを達成するためには、公園全体を一体で整備・管理などのエリアマネジメントを行う必要があります。  
より良い空間にするため、手法を一つにこだわらず、DBまたはDBO及びPark-PFIなどを組み合わせた手法を積極的に検討します。

## 事業スケジュールについて

本事業に係るスケジュールについては、神奈川県が現在整備しているさがみグリーンラインの整備状況や、ロサンゼルスオリンピック開催年度を踏まえて、令和 9 年度中の供用開始を目指して検討をします。  
 なお、詳細なスケジュールについては設計等の検討過程を踏まえて決定していきます。

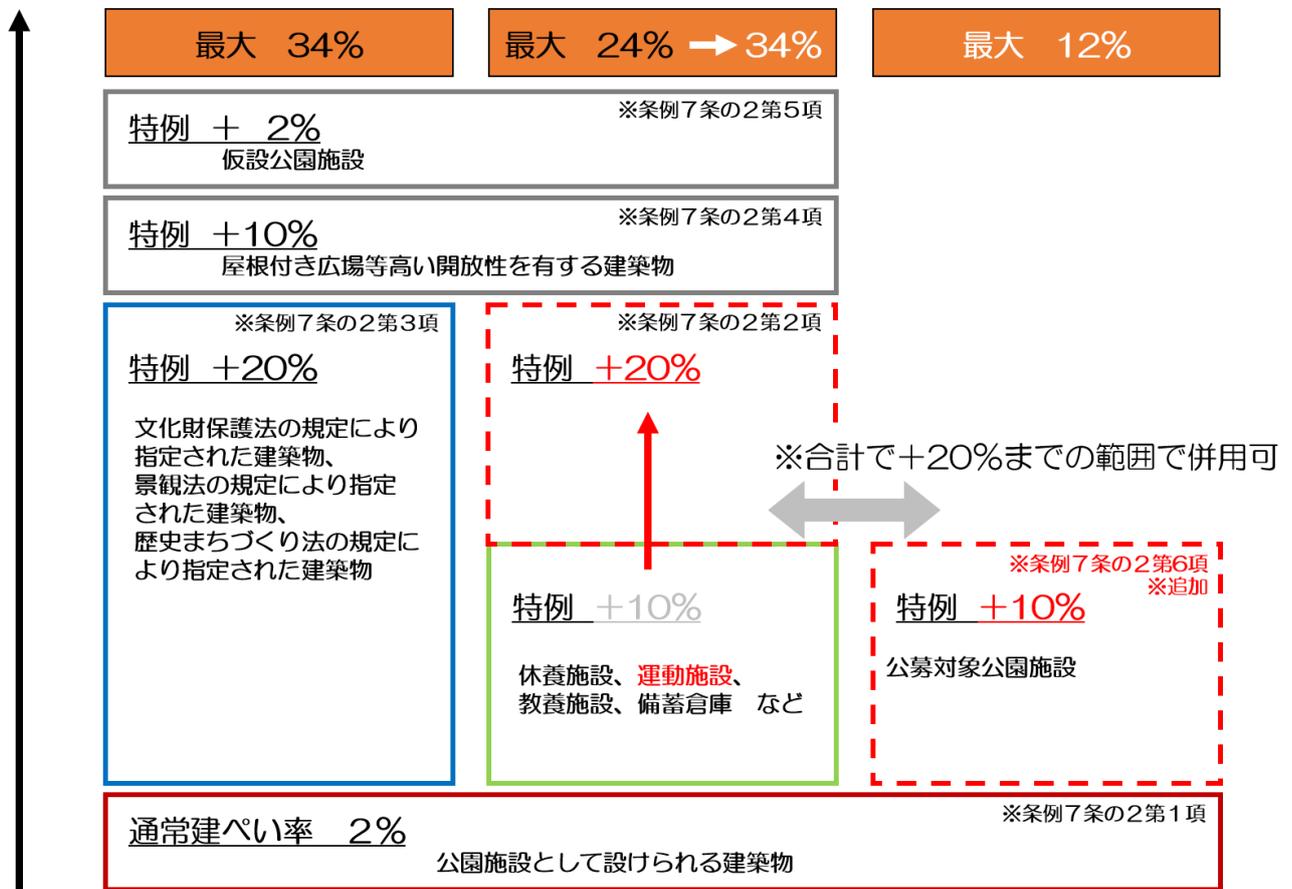
令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想、基本計画策定</li> <li>・町民説明会</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・町都市公園条例改正</li> <li>・サウンディング調査</li> <li>・事業者選定</li> <li>・インフラ関連工事</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町道、インフラ関連工事</li> <li>・基本協定等締結</li> <li>・施設関連手続</li> <li>・公園施設整備工事</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業</li> <li>・施設供用開始</li> </ul>	



## ② 寒川町都市公園条例の一部改正

# ( 案 )

### 寒川町都市公園条例の一部改正



※寒川町都市公園条例一部改正（イメージ図）



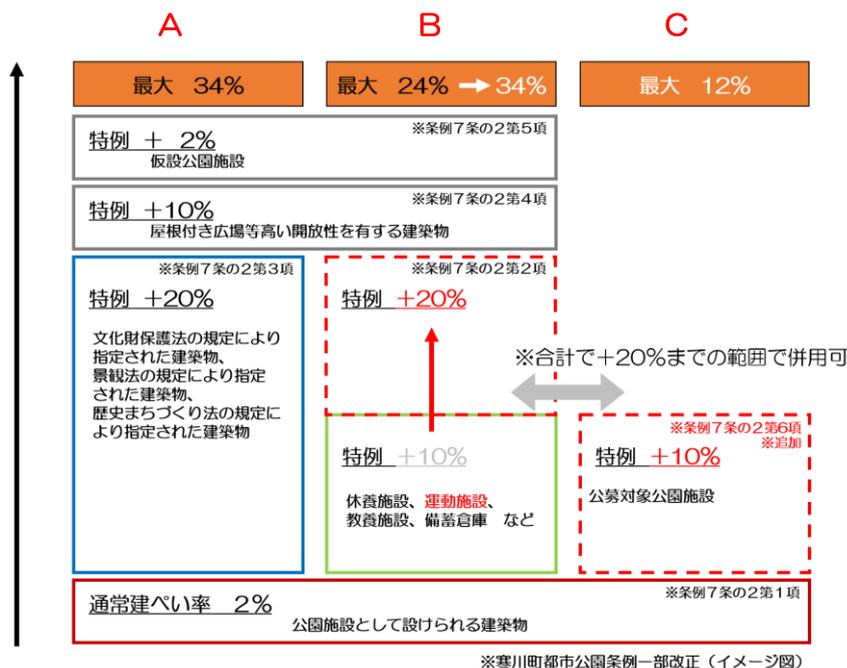
寒川町

## 検討の背景

(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想及び(仮称)相模川一之宮公園整備に係る基本計画(案)の内容を実現するためには、寒川町都市公園条例のうち「公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準」について、一部改正を検討する必要があります。

## 対応案について

町として目的としている効果を最大限に発揮するため、建築物の想定を踏まえて次のとおり条例の一部改正を検討します。



図②-1 寒川町都市公園条例第7条の2各号による規定内容 (一部改正案イメージ図)

なお、公募対象公園施設の立地規定の追加については町内全公園が対象、運動施設等の制限を20%まで許容することについては、本計画地に予定する(仮称)相模川一之宮公園に限定することを検討しています。

## 全体資料の閲覧方法

「(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想(仮称)相模川一之宮公園整備に係る基本計画(案)」などの資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP内で『寒川町 ストリートスポーツパーク 計画』と検索。



▶二次元コードはこちら

4月22日からご覧になれます。

※次の場所で全体資料を閲覧できます。

- ・ 町役場本庁舎 2階情報公開コーナー
- ・ 町長室特命担当窓口
- ・ 健康管理センター
- ・ シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)
- ・ 寒川総合図書館
- ・ 北部文化福祉会館
- ・ 南部文化福祉会館
- ・ 寒川町町民センターおよびセンター分室

## ご意見の提出方法について

(提出方法) 閲覧場所で配布する所定の用紙か任意の用紙に記入のうえ、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ① 郵送：〒253-0196 寒川町宮山 165 番地
- ② FAX：0467-74-9141
- ③ メール：tokumei@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④ 電子申請：右の電子申請二次元コードよりサイトへアクセス
- ⑤ 担当課へ持参  
受付時間：土日祝日を除き、午前8時30分～午後5時まで
- ⑥ 資料配布閲覧場所にある意見募集箱へ直接投かん



▲電子申請二次元コード

(宛先) 寒川町 町長室 特命担当

(記入事項) 閲覧場所で配布する所定の用紙または任意の用紙に、ご意見、住所、氏名(団体等の場合は所在地)をご記入の上、上記①～⑥の方法で提出してください。  
※住所が町外の方は、勤務先または通学先も記入してください。

(募集期間) 令和7年4月22日(火)～5月21日(水)

## いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想(仮称)相模川一之宮公園整備に係る基本計画(案)」の策定及び「寒川町都市公園条例の一部改正(案)」の一部改定の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメントの手続きに限り使用し「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

## お問合せ先

寒川町 町長室 特命担当  
住所 〒253-0196  
寒川町宮山 165 番地  
電話 0467-74-1111  
FAX 0467-74-9141

「高座」のこころ。  
高座郡さむかわ